

守口市LED防犯灯更新事業についての質問回答書

令和7年12月9日

No	質問事項	回答
1	本件のご契約については債務負担行為か長期継続契約のどちらでしょうか。長期継続契約の場合、翌年度以降に予算の削減等があった場合、事業者の損害を補填して頂けますでしょうか。	債務負担行為です。
2	天災など事業者の不可抗力による影響で設置期限を超えてしまった場合、ペナルティはありますでしょうか。	協議とします。
3	落札者となった後に詳細協議にて事業が困難と判断し辞退した場合、ペナルティはありますでしょうか。	守口市契約規則に「正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額の100分の3（インターネット公有財産売却システムによる入札の入札保証金の額にあつては、当該入札に係る予定価格の100分の10）に相当する額を損害賠償金として徴収するものとする。」と規定しています。 守口市競争入札心得には、「落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として落札金額の100分の3に相当する金額を守口市に支払わなければならない。」と規定しています。 また、守口市入札参加停止要綱には、落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったときは当該認定をした日から6月参加停止となると規定しています。
4	本事業の契約終了後、LED設備は貴市に無償で譲渡するため、固定資産税は非課税との認識で宜しいでしょうか。	非課税と認識しておりますが、詳細については税務署等へご確認ください。
5	入札書に記載する入札金額は、契約希望金額の総額・消費税抜きでよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
6	契約書案がありましたら開示頂けますでしょうか。	契約内容については、落札者と協議のため、開示しておりません。
7	入札時に提出する内訳書は指定様式がありませんが、記載必要項目を教えてください。	月額賃貸借料を明記してください。また、調査費、工事費、リース料は分けて記載してください。
8	入札封筒は特に必要ないという認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
9	賃貸借期間中のパトロールなど定期点検は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
10	賃貸借期間中の不具合時連絡体制について、24時間対応のコールセンター等の設置は不要という認識でよろしいでしょうか。	24時間対応のコールセンターの設置は不要です。

11	動産総合保険について、損害額全てをてん補できない可能性があります。その際の費用負担については協議可能という認識でよろしいでしょうか。	仕様書第29条（3）④ア及びイのとおりです。
12	入札参加資格確認申請時の提出書類として、グループで参加の場合、合意書は写しの提出でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
13	契約保証金の免除申請について、契約実績の提出を予定しております。その際に「種類及び規模を同じくする契約」と契約規則にありますが、LEDリース契約を2回以上という認識でよろしいでしょうか。	本契約は、契約期間が2年以上となるため、実績による免除は適用できません。
14	上記契約実績について、2年以内というのは契約日・賃貸借開始日・賃貸借終了日のどれを指すのでしょうか。明確な日にちの基準をご教示ください。	質問13のとおり、実績による免除は適用できません。
15	第14条（1）調査業務において、⑤既設ポール等の目視点検結果とありますが、あくまでポールの形状確認など設置方法の確認に伴う目視点検との認識で宜しいでしょうか？	設置方法の確認の他、腐食などで倒壊の可能性がないか等を確認してください。
16	第17条（1）調査業務において、鋼管柱基礎部の調査はあくまでも目視点検のみで宜しいでしょうか？また、鋼管柱を含むポールや設置する躯体の更新は本件入札に含まれない認識で宜しいでしょうか？	お見込のとおりです。
17	第17条（2）応急措置において、応急措置を実施した際の費用については、協議対象との認識で宜しいでしょうか？	応急処置であることから、費用は受注者負担とします。
18	第18条灯具の選定について、既設防犯灯と同等以上の明るさを確保することとありますが、市民からの光害などが生じたケースはありますでしょうか？	把握しておりません。
19	第21条「発注者が指定する集計単位」について、具体的な数値を教えてください。 (町会等単位数)	約170町会を想定しています。
20	第24条（2）灯具性能について、ルーバーの取り付け、取り外しが可能な構造とするとありますが、既設灯具に設置されているルーバーの数量をお示しください。	現地調査実施の際に確認することとしますが、前回の一斉取替の際には取り付けていません。
21	第25条 「既設灯具が外付けの自動点滅器」とありますが、数量を教えてください。	現地調査実施の際に確認することとします。
22	LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えております。LED照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保守等の費用負担は貴市との認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。

23	第27条（5）②再利用できるものについては再利用することとありますが、具体的にどういった部材を想定されておりますでしょうか？また、現状見込まれている数量も併せてお示しください。	特に見込んでいるものはありません。
24	第27条（5）②再利用できるものについては再利用することとありますが、例えば市の指示により再利用する部材を指定場所へ運搬する必要があり費用が発生した場合、その費用は貴市負担で宜しいでしょうか？	市からの指示による運搬は想定しておりません。
25	第27条（8）②アタッチメントについて、市との協議の結果、特殊なアタッチメントの設置が発生した場合、その費用負担は協議対象との認識で宜しいでしょうか？	協議可能です。
26	第27条（5）④アスベストの含有が疑われる箇所への施工について、調査費用および対策費用となった場合、貴市負担との認識で宜しいでしょうか？	お見込のとおりです。
27	第29条（1）リース期間中に新設された防犯灯について、管理システムの更新対象とするありますが、新設された情報はどのような形で共有されるかをご教示ください。	町会等から設置場所、契約電力、設置日を示した届出書を提出いただき、それを共有する予定です。
28	第29条（2）修繕等の受付・修理についてですが、受付時間は平日9-17時（土日祝日・夏季休業・年末年始などを除く）という事でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
29	第29条（5）保証について、選定した機器のメーカー保証またはメーカー保証と同等の内容を保証できれば宜しいでしょうか？メーカー保証の対象外の事象の場合、動産総合保険で対応する認識で宜しいでしょうか？	お見込のとおりです。
30	第29条（7）動産総合保険について、付保する動産総合保険は新価型でよろしいでしょうか？	お見込のとおりです。
31	第29条（8）無償譲渡について、所有権の移転は貴市から受注者への支払いが完済された後に移転される認識で宜しいでしょうか？	お見込のとおりです。
32	入札心得 第11条について、入札参加者の全ての応札金額が発表される認識で宜しいでしょうか？	お見込のとおりです。
33	入札心得 第13条について、予定価格および最低制限価格は事前公表されますでしょうか？公表される場合はお示しください。	事前公表はありません。
34	告示文書6内訳書について、月額リース料以外に必要な記載事項はありますでしょうか。	質問7に同じ

35	仕様書24条 受圧面積が大きい場合はポール強度計算行う とありますが、計算上NGの場合のポール交換 工事は別途と考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
36	仕様書27条 (3) ① 遮光板および角度調整ですが、どの程度の台 数を見込むかご指示頂けますか。 見込み数量が不確定の場合は別途条件とさせ てもらえないでしょうか。	現地調査によるものとしますが、遮光板の想 定数量は約30灯です。 仕様書に記載のとおり受注者の負担としま す。
37	仕様書27条 (3) ②、リスク分担表 契約締結日以降の不点灯等の対応ですが、公 告条件からは予測できない対応が発生した場 合は発生費用等を別途協議させていただきた いと考えますが、良いでしょうか。	仕様書 リスクと責任分担表に記載のとお り、天災等による不可抗力の場合は別途協議 とします。
38	仕様書27条 (3) ⑩ 防犯灯取替にあたり、既設配線は利用できる と考えて良いでしょうか。	使用可能であると判断されたものについては 再利用可能です。
39	仕様書27条 (3) ⑩ 防犯灯の落下防止措置ですが、落下防止ワ イナーの設置が必須でしょうか。 メーカーの施工方法に準拠している場合につ いてはワイヤー等の取付を不要としてもよろ しいでしょうか。	落下防止ワイヤーの設置は必須ではありませんが、落下の恐れがないように取り付けを行ってください。また、メーカーの施工方法で落下防止ワイヤーが必要な灯具については、落下防止ワイヤーを設置してください。
40	仕様書27条 (4) ③ 原則は日中・平日作業としますが、夜間工事 の必要箇所や想定される灯具台数があればお 知らせください。	夜間の工事は想定しておりません。
41	仕様書27条 (5) ② 取付補助金具、取付バンド等は既設器具に付 いている物を再使用してもよいと考えてよろ しいでしょうか。	設置から10年以上が経過しているため、新設 するものと想定しています。
42	仕様書27条 (5) ③ PCB含有が確認された場合は指定箇所までの 運搬までを本工事範囲とし、処分は別途条件 にて所有者（事業者）での対応となりますが 良いでしょうか。	市で処分します。
43	仕様書28条 (1) 表2に記載のPCスペックがあれば遠隔にて受 注者が所有するPCでも操作・編集が可能と考 えて良いでしょうか。 または専用PCの購入が必要でしょうか。	表2に記載のスペックのPCにて受注者も操 作・編集可能なシステムを導入して下さい。 専用のPCである必要はありません。
44	仕様書 第14条(調査業務等) 第6条(貸与資料)以外の防犯灯が見つかった 場合、現在の想定としてはどのようにお考え かお教えいただけますでしょうか。	対象に含めてください。

45	仕様書 第17条（現地調査）（1）調査業務 ③調査及び工事をするにあたっては、防犯灯を管理する町会等の代表者と連絡・調整を行うこと。とございますが、実質的な指示は発注者からの指示以外は聞き入れせず、貴市へご相談ののちご指示をいただく認識ですが、お間違いございませんでしょうか。自治会様、町会様からの指示での対応となりますと、統一感がなく、イレギュラーパターンが多発するため。	受注者が町会からの要望をとりまとめた後、実施の可否について、市に確認を行ってください。
46	第27条（LED照明灯交換に関する仕様） （3）施工・施工管理及びその関連事項①工事期間中に発生する住民要望に関しては、迅速に対応すること。また、その材料費等については、受注者の負担とする。（遮光板、角度調整等）とございますが、適正な見積もりが必要と思われますので、現在の判断がつく数量のご提示をお願いいたします。	質問36の回答のとおり
47	仕様書28条（6） データのシステム更新ですが、工事中および賃貸借期間中に受注者が新設・移設・撤去・修繕等を行なった場合のみ対応すると考えて良いでしょうか。	市及び町会等が別途新設・移設・撤去・修繕を行ったものも、市から提供する情報をデータに反映してください。
48	仕様書28条（7） システムに使用する地図の更新が5年に1回更新とありますが、地図の更新作業は別途市にて行うと考えて良いでしょうか。 また更新回数は賃貸借期間中1回発生で良いでしょうか。	地図の更新は受注者の負担で行ってください。 更新回数は1回です。
49	29条（3）③、リスク分担表 不点灯等による修理ですが、原因が本工事以外のものであった場合は発生費用について別途協議出来ると考えて良いでしょうか。	仕様書29条（3）④に記載のとおりとし、仕様書に記載のない場合は別途協議とします。
50	29条（3）④イ、リスク分担表 各自然災害、車両等の接触、事故などの損害が受注者負担とありますが、予測が出来ないため、別途条件にさせていただけないでしょうか。	仕様書29条（3）④に記載のとおり受注者の負担とします。
51	仕様書29条（6） 遮光や明るさを軽減する対策はどの程度見込めばよろしいでしょうか。 角度調整等の対応と考えて良いでしょうか。	遮光板の設置や角度調整等とします。
52	仕様書24条（2）⑫ 灯具メーカーはLED照明灯具の製造・販売実績が条件となっておりますが、本事業の対象となる防犯街路灯の製造・販売の実績が15年以上との認識でよろしいでしょうか。	防犯灯に限らず、LED照明器具の製造・販売実績としてください。

53	<p>第27条（LED照明灯交換に関する仕様） (3) 施工・施工管理及びその関連事項② 契約締結日以降に不点灯等が発生した場合、調査期間中であったとしても、本市から優先して交換の指示がある場合は、指示から原則1週間以内に工事を行うこと。とございますが、調査期間中であれば、灯具選定も完了していない時期となります。交換灯具選定、交換方法検討、発注者の承認、警察協議（道路使用許可、最短1週間）、灯具納入、機器交換との工程が想定されます。可能な限り1週間との内容に近づくよう努めますが、現実的に不可能な時期はあるかと思われます。その場合は協議とさせていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>協議可能です。</p>
54	<p>第27条（LED照明灯交換に関する仕様） (5) 撤去された照明器具等のリサイクル及び処分② 撤去した照明器具等の中で再利用できるものについては再利用すること。とございますが、こちらに関しては貴市にてどこかで利用するとのことでしょうか。また、再利用の可否判断は受注者判断でよろしかったでしょうか。</p>	<p>市で利用予定はありません。 受注者判断で行ってください。</p>
55	<p>第27条（LED照明灯交換に関する仕様） (7) 防犯灯管理台帳データの更新・納品防犯灯管理台帳データの更新は工事の進捗に準じて処理を行い、工事完了後には電子媒体にて納品すること。また、前記電子媒体とは別に、町会等向けに分かり易い「防犯灯マップ」を紙媒体で作成し、発注者の確認後町会等へ送付し了解を得ること。とございますが、提出物を統一するため、フォーマットについては貴市にて決定していただけるとの認識でお間違いございませんでしょうか。また、町会様へ送付は行いますが、町会長様の変更が10年の間に多数発生するかと思われます。防犯灯の管理台帳を紛失される可能性が引継ぎ時点で発生すると予想されますが、再発行については対応不要との認識でお間違いございませんでしょうか。</p>	<p>フォーマットは受注者の提案により、市が決定します。 また、受注者が「防犯灯マップ」を再発行する必要はありませんが、印刷可能とするためPDFデータを市へ提供してください。</p>
56	<p>第27条（LED照明灯交換に関する仕様） (8) 個別事項 ① LED灯具の交換に伴って、既設の自動点滅器が電力会社のものである場合は、電力会社と協議して取り外し保管すること。※処分に関しては、関西電力と協議すること。とございますが、関西電力所有のもの以外は撤去後破棄との認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
57	<p>仕様書 第28条（管理台帳システム仕様） に関して「世界測地系に基づくデジタルマップ」はオープンストリートマップでも問題ないでしょうか。 オープンストリートマップについてURL https://www.mlit.go.jp/common/001082480.pdf</p>	<p>住宅地図とします。</p>

58	住宅地図指定の場合、購入するライセンス数は何ライセンスでしょうか。 もしくは住宅地図を閲覧するPC及びタブレット等の電子機器媒体の台数はいくつになりますでしょうか。	市側は1台です。
59	住宅地図については著作権の関係で印刷等配布に関して制約がありますが、システム上で印刷を実行できない等の制限を掛ける必要がありますでしょうか。 ゼンリン利用規約URL https://db.g-search.or.jp/map/zenrin/kiyaku.html	印刷に制限を掛ける必要はありません。 印刷枚数を年間A3サイズ50枚、A4サイズ50枚での利用申請を見込んで積算に入れてください。
60	仕様書1条に、平成26年度に市内全域に設置している防犯灯のLED化を実施したとあります、当時LED化した防犯灯数をお教えてください。	6335灯です。
61	仕様書6条の貸与資料ですが、すべてデータでの提供は可能でしょうか、紙資料貸与の物がありましたらご指摘ください。	(1) エクセルデータ (2) エクセルデータ (3) 紙データをスキャンしたPDFデータでの提供となります。
62	仕様書6条の貸与資料中に防犯灯の位置座標を示す資料はありますか、もしくは、防犯灯位置は紙地図での資料貸与になりますか、もしくは住所・目標物等の文字での提供のみになりますか。	防犯灯の引込柱番号のデータを提供します。 また、一部紙地図（現況と異なる場合があります）をスキャンしPDF化したものは貸与が可能です。
63	仕様書17条の⑤ですが、連絡のみでよろしいですか、点検結果や損傷個所の写真を示した報告書のような図書作成が必要でしょうか。	損傷個所の写真を示した報告書を提出してください。
64	仕様書21条ですが作成する地図の量（枚数）を教えてください、不明な場合、町会数をお教えください。	質問19に同じ
65	仕様書28条ですが、住宅地図とはどのようなものを指しますか、方角・縮尺・街路・建物形状と主要目標物が表示され、防犯灯の位置が明瞭に示すことができる地図でしたら問題ないでしょうか。（Open Street Mapを想定しています）	ゼンリンの住宅地図とします。
66	仕様書28条ですが、仮にゼンリンの住宅地図が必要の場合、個人情報保護の観点で、取扱者の情報流出防止の施策が必要です。施工業者に修繕支持をする場合に、表札を非表示にする等の地図加工機能が必要となります。また、万が一の作業者からの情報漏洩のリスクが高まります。個人情報保護遵守に必要な工数が、防犯灯管理について住宅地図を用いることのメリットを上回ると思いますが、それでもゼンリンの住宅地図が必要でしょうか。	ゼンリンの住宅地図を使用し、表札を非表示とする機能を設ける等の対応を行ってください。

67	仕様書29条の修繕連絡を受ける窓口ですが、事業者の営業時間に受ける認識でよいですが、もしくは運営日時や回線数を明示したコールセンター方式となりますか。	平日9時～17時に対応可能であれば事業者窓口、コールセンター方式を問いません。
68	仕様書29条の修繕連絡を受ける窓口ですが、市・町会等のみでなく、一般の通行者（不点灯発見者）からダイレクトに通報を受け付けることは想定していますか。	想定していません。
69	第6条（貸与資料） 仕様書に記載のある貸与資料（1）～（3）の貸与形式（紙、データ）をご教示願います。また、データの場合エクセルなのかPDFデータ等なのかも併せてお願ひ致します。	質問61の回答に同じ
70	第6条（貸与資料） 現在利用している防犯灯管理システムがある場合、位置情報等のGISデータの貸与は可能でしょうか。	貸与は不可です。
71	第28条（管理台帳システム仕様） クラウドシステムでの住宅地図利用にあたり同時利用者数に応じたライセンス数はいくつを想定されていますか。	質問58の回答に同じ
72	契約書の雛形を事前に頂くことは可能でしょうか。可能であれば雛形をお願い致します。	質問6の回答に同じ
73	予算削減等で契約解除となった場合、解約時点でのリース残債相当額を請求することは可能との認識でよろしかったでしょうか。また、過去にそのような事象が発生したことがありますでしょうか。	債務負担行為のため、予算の削減はありません。
74	入札金額ですが消費税抜きで、総額ですか？月額でしょうか？	質問5の回答に同じ
75	内訳書はどのような項目が必要でしょうか。書式があれば頂ければ幸いです。	質問7の回答に同じ
76	リース期間満了後無償譲渡となっておりますので、固定資産税の納付は不要との認識でよろしかったでしょうか。	質問4の回答に同じ
77	告示2(8) 履行実績は、1件でもよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
78	告示5 入札書の記載内容は、総額税抜きとの認識で宜しいでしょうか。	質問5の回答に同じ

79	<p>告示 5</p> <p>①入札当日に委任状を持参した場合、入札書へ 代表者印押印は不要で宜しいでしょうか。</p> <p>②入札当日に委任状を持参した場合、入札用封筒 への封印は代理人の印鑑で宜しいでしょうか。</p>	<p>①不要です。</p> <p>②入札用封筒は不要です。</p>
80	<p>告示 6 (1)</p> <p>内訳書の記載内容はどの様な内容が必要なのでしょうか。</p>	質問7の回答に同じ
81	<p>告示 9 (2)</p> <p>契約保証金について、履行保証保険の付保を検討しておりますが、以下、ご教示ください。</p> <p>①契約保証金は、契約金額の100分の10以上で宜しかったでしょうか。</p> <p>②付保期間は、契約締結日から令和18年11月30日までとの認識で宜しいでしょうか。</p> <p>③履行保証保険の付保期間開始日が、契約締結日の場合、保険加入には、保険会社への申し込み～証券の発行まで時間を要します。間に合わない可能性がありますが、その場合、協議させて頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>①②お見込のとおりです。</p> <p>③履行保証保険証券の提出については、保険会社への申込みから証券の発行に時間を要することを考慮し、協議することが可能です。発行次第速やかに提出してください。ただし、保証期間の開始日は必ず契約締結日（入札から7営業日以内）となるように保険契約の申込みをしてください。</p>
82	<p>告示 9 (2)</p> <p>契約保証金の免除（守口市契約規則第21条(3)）について、以下ご教示ください。</p> <p>①免除申請を提出し、貴市に認められた場合、免除と考えても宜しいでしょうか。</p> <p>②申請は落札後になりますでしょうか。</p> <p>または、参加申請時に提出する参加資格確認申請書がその申請との理解で宜しいでしょうか。</p> <p>③過去2年間とは、どの時点の起算日より2年間と考えれば宜しいでしょうか。</p> <p>④種類について、屋外、屋内のLED照明器具の実績で宜しいでしょうか。</p> <p>また、規模とは、どの程度の契約金額、数量との認識でしょうか。</p> <p>⑤誠実に履行したものとは、契約締結中と考えて宜しいでしょうか。</p>	質問13の回答に同じ
83	<p>仕様書 第14条(3)⑦</p> <p>既設防犯灯の管理プレートの材質、取付方法を共有頂くことは可能でしょうか。</p>	既設防犯灯の管理プレートの材質は樹脂プレートで取付方法はステンバンドにて取付しています。
84	<p>仕様書 第15条</p> <p>入札金額の積算の公平性の担保のため、既設防犯灯(60Wまで)・既設防犯灯(100Wまで)・既設防犯灯(200Wまで)の器具仕様を明確にしてください</p>	現地調査実施の際に確認することとしますが、取替え後の器具については、第24条(2)③の表を参考にして積算してください。
85	<p>仕様書 第19条</p> <p>電力会社データは、貴市より開示頂けるのでしょうか。</p>	本市が電力会社へ集約番号、集約名義、お客さま番号、お客さま番号に紐づく契約名義、契約種別、契約ワット数および引込柱についてデータを取得し、受注者へ開示します。

86	第24条 (2) ③ 既設防犯灯(60Wまで)・防犯灯(100Wまで)、防犯灯(200Wまで)について、既設が防犯灯以外だった場合、仕様書上防犯灯の照度基準ランクが設けられている以上防犯灯の灯具として入札金額の積算をしていきますがよろしいでしょうか	防犯灯の灯具として積算してください。
87	仕様書 第24条 ⑩ 既設の設置状況は事前に開示頂けるのでしょうか。電柱、防犯灯専用柱、外壁など何処に設置されているのか。	現地調査実施の際に確認することとします。
88	仕様書 第27条 今回は、既存照明を新規LED照明器具へ交換するものであり、既存設備等をそのまま流用した場合、LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えます。LED照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保修等の費用負担は貴市との認識で宜しいでしょうか。	質問22の回答に同じ
89	仕様書 第27条 (1) ① 今後、新型コロナ、半導体不足、紛争等の外部環境等の影響により、商品の遅延や工事遅延の可能性がありますが、協議したうえで、貴町の了解を得れば、工期延長及び損害金等の費用が発生しないとの認識で宜しいでしょうか。	質問2の回答に同じ
90	第27条 (2) 町会別に施工前と施工後のワット数が分かる一覧及び位置図を作成することとありますが、落札者には現況の位置図の共有をもらえますでしょうか。	町会等が現況位置図を作成しているところについては、共有可能です。
91	仕様書 第27条 (3) ④ 既設器具の設置場所(特に高所作業が発生する可能性がある場所)は、事前に開示頂けるのでしょうか。	現地調査実施の際に確認することとします。

92	<p>仕様書 第27条 (5)</p> <p>受注者側で処分する場合、落札事業者が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、許可のない先へ委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託及び受託側双方が廃掃法の違反になります（廃掃法第12条及び14条）。既存物件の所有者が貴市である場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、貴市が排出事業者として、受注者若しくは発注者が認めた電気工事会社が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、受注者が費用を立替払いすると解釈しても宜しいでしょうか。</p> <p>それとも、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分してください。</p>
93	<p>第27条 (5)</p> <p>②とありますが、既設管理プレートが再利用可能な場合は再利用してもよいでしょうか</p>	<p>既設プレートはS、Kの表示があるため、再利用できません。</p>
94	<p>第27条 (8) ②</p> <p>入札金額の積算の公平性の担保のため、アタッチメントについての詳細や必要個数の明示をお願いします。</p>	<p>必要個数については、現地調査によるものとしますが、積算については、Φ34共架アームアダプターを20カ所で見込んでください。</p>
95	<p>仕様書 第29条 (1)</p> <p>今回取換工事する分以外の設置後経過年数が経っておらず、交換が必要ないと判断された防犯灯（約20灯を想定）とありますが、その防犯灯の所有者は、貴市であることから、第3者の所有物に対する動産総合保険を付保することが困難です。維持管理をするものの、万が一、不具合が発生し、交換等の対応が必要となった場合、貴市の費用負担による交換との認識で宜しかったでしょうか。</p>	<p>交換が必要ないと判断された防犯灯（約20灯を想定）については、万一不点灯の際は受注者の負担で交換してください。</p>
96	<p>仕様書 第29条 (7)</p> <p>通常の動産総合保険では、修理及び取替費用が全額保証されるとは限りません。また、通常の動産総合保険より保証額が高くなる新価特約を付保したとしても全額賄えないケースがあります。この場合は、修理交換費用の差額分は、貴市の負担若しくは協議可能と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>質問11の回答に同じ</p>
97	<p>仕様書 第29条 (7)</p> <p>原因不明の不具合の場合は、動産総合保険の対象外となります。動産総合保険対象外の場合、受注者側が無償で交換することはできず、全て受注者側の責というのは、リスクが大きいと考えます。この場合、貴市での費用負担や協議ができると理解して問題ないでしょうか。</p>	<p>受注者の負担とします。</p>

98	仕様書 第29条 (7) 動産総合保険は、地震等の天災地変、その他不可抗力による物件の滅失・毀損は保険適用の対象外となります。この場合の費用の負担は、貴市との認識で宜しいでしょうか。	仕様書第29条(3)④アのとおり地震、噴火及びこれらに起因する津波による損害・戦争、暴動、変乱による損害は本市の負担とします。ただし、仕様書第29条(3)④ア、イに記載以外の不可抗力については協議とします。
99	仕様書 第29条 (7) 当事者の責めに帰すべき事由に依らない事由(天災等)により、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は受注者にない、という認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
100	予想されるリスクと責任分担 維持管理費の上昇について、昨今の物価高等を踏まえ、今後、リース期間中における維持管理費(人件費含む)が増大する可能性が高いと思われますが、この場合、負担者が受注者側となっていますが、発注者の負担、若しくは、発注者と受注者との協議とすることはできませんでしょうか。	受注者の負担とします。